

国住指第2327号
平成19年9月25日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を
改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号。以下「改正法」という。）等の施行については、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成19年6月20日付け国住指発第1332号。以下「技術的助言」という。）等により、その運用に係る細目及び運用方針を通知したところであるが、改正法施行後の具体的な事例等を踏まえ、さらに補足として、下記のとおり、その取り扱いについて通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 改正法の趣旨に関する基本的考え方について

今般の改正により、建築確認・検査の厳格化の措置を講ずることとしたが、これらの措置の対象は、建築基準関係規定の審査において、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が適正な判断を行うために必要なものに限られるものであり、建築基準関係規定の審査に直接関係しない場合について、同様の措置を求めるものではない。改正法の趣旨を踏まえ、建築主等に無用の負担を強いることのないよう適切な運用を図られたい。

例えば、申請書等に確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。）第1第5項第3号イに掲げる軽微な不備があった場合、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場

合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書(以下「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」という。)を交付した上で補正を求めることとしているが、当該通知書は、建築基準関係規定の審査において適否を決定することができない場合にのみ交付するものである。従って、建築基準関係規定の審査に関係しない場合は、当該通知書を交付することなく、行政機関に提出する申請書に不備があった場合に通常認められている訂正印による補正により対応することが適切である。

このような基本的考え方のもとで、以下の第2から第6までに、改正法の運用に関する補足を行うこととする。

第2 指針告示に関する具体的運用について

(補正を求める軽微な不備)

指針告示第1第5項第3号イに掲げる「申請書等に軽微な不備(誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。)がある場合」については、技術的助言第1(2)において例示したところであるが、さらに、以下のような具体例が考えられる。

① 確認申請書、建築計画概要書及び構造計算概要書に記載すべき事項について、設計図書等から申請者が本来記載しようとした事項が容易に推測される程度の単純な誤記、記載漏れ等がある場合

1) 確認申請書・建築計画概要書

- (例) ・ 地名地番の表示
- ・ 特定工程の有無
 - ・ 床面積の記入
 - ・ 建築物の棟数の記入
 - ・ 確認申請書と建築計画概要書との齟齬 等

2) 構造計算概要書

- (例) ・ 記入が不要と判断される項目について、その旨が分かる理由の記入
- ・ 建築物の概要欄への延べ面積の記入
 - ・ プログラムのバージョン番号 等

② 図面上建物の形状に変更がなく、明らかに建築基準関係規定に適合している場合で、単純な誤記、記載漏れ等がある場合

- (例) ・ 縮尺、立面図・断面図の方位の記入
- ・ 敷地面積、床面積計算等に係る求積計算と求積図との齟齬
 - ・ 敷地境界線の寸法及び法第54条の規定による外壁の後退距離の表示
 - ・ 土地の高低及び延焼のおそれのある部分の表示
 - ・ 図面間における通り芯などの符号

- ・ 鋼材の J I S 番号で該当のないものの表示 等
- ③ 審査側が確認審査等における取扱い基準を明らかにしている場合で、申請内容が当該基準と異なる場合
- (例) ・ 開放廊下、ピロティ等の取扱いの相違 等

(追加説明書の提出を求める不明確な記載事項)

指針告示第 1 第 5 項第 3 号ロに掲げる「申請書等の記載事項に不明確な点がある場合」としては、例えば、以下のような具体例が考えられる。なお、この場合において、申請書等の差替え又は訂正は認められない。

- (例) ・ 壁、床等の断面の構造、材料の種別、寸法の明示が一部不明確であり、申請図書以外の部分を参照しても不明確な場合
- ・ 法第 4 3 条第 2 項に基づく条例の規定による敷地内通路の有効幅員等の明示
 - ・ 構造計算書のワーニングメッセージに対する設計者の所見
 - ・ モデル化の判断における追加検討（複数のモデル化の検討） 等

第 3 申請図書に明示すべき事項の取扱いについて

建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条（これらの規定を施行規則第 3 条の 3 第 1 項から第 3 項まで又は施行規則第 8 条の 2 第 1 項、第 6 項若しくは第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請図書に明示すべき事項については、以下のとおり取り扱う。

- ① 当該計画において「明示すべき事項」に該当する項目が存在しない場合は、記載を求める必要はない（例えば、施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 2（八）の「法第 2 6 条ただし書の規定が適用される建築物」については、各階平面図の明示すべき事項として「かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置」が規定されているが、これらの設備又は器具が当該計画にない場合など）。なお、施行規則第 1 条の 3 第 6 項により、同条第 1 項表 1 若しくは表 2 又は同条第 4 項表 1 に掲げる各図書に明示すべき事項が、他の図書に明示されていれば、本来の図書に明示する必要はない。施行規則第 2 条の 2 第 3 項についても同様である。
- ② 「明示すべき事項」に係る規定が、明らかに建築基準関係規定に適合する場合であっても、原則として「明示すべき事項」を記載する必要があるが、表記の仕方については、確認審査に支障がない範囲内で、例えば、具体的な数値や図ではなく適合することが明らかである旨の記載等に替えることとして差し支えない（例：前面道路幅員 3 0 m、適用距離 2 5 m のため道路斜線制限に適合 等）。
- また、申請者等が建築基準関係規定への適合は明らかであると考え、「明示すべき事項」について、適合することが明らかである旨の記載等に替えていた場合

において、建築主事等が建築基準関係規定への適合を確かめられないと判断すれば、申請者等に対して法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項の規定に基づき、「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を交付し、補正又は追加説明書の提出を求めることとする。

- ③ 各階平面図については、意匠（間取、各室の用途等）、各種設備の位置など、様々な事項が「明示すべき事項」となっているが、図面が煩雑になるなどの場合には、これら全てを1つの各階平面図の上に明示する必要はない（意匠や各種設備等の各階平面図をそれぞれ別葉で提出してよい）。

第4 確認審査の取扱いについて

（添付図書が不足している場合の取扱いについて）

申請図書だけでは建築基準関係規定に適合するかどうか決定することができない場合には、「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を交付し、指針告示第1第5項第3号イに規定する軽微な不備（落丁として扱うべきもの）である場合は補正を求め、申請図書の記載事項が不明確である場合は同号ロに規定する追加説明書の提出を求め、これを申請書等とみなして審査を行うものとする。ただし、添付図書が多数不足しているずさんな設計図書についてまで、補正又は追加説明書の提出を求めることは要しない。

この場合において、建築基準関係規定に適合しないと認められる場合は、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書（以下「適合しない旨の通知書」という。）を交付し、また、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないと判断される場合は、補正又は追加説明書の提出を求めずに「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を交付し、審査を終了すること。

なお、審査の円滑化の観点から、建築主事等が当該通知書によらず建築主等に申請内容について任意に説明を求めるなどして、審査に必要な追加説明書の内容を確定して審査を行おうとする場合には、「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を交付する際に不明確な点をまとめて明示し、必要な追加説明書の提出を求めることが望ましい。

（申請図書相互に不整合がある場合及び不整合箇所の指摘の方法について）

申請図書相互に不整合がある場合、補正又は追加説明書の提出を求め、申請された図書が建築基準関係規定に適合することを確認する。（例えば、構造計算書と構造図との不整合がある場合については、構造図の補正により建築基準関係規定に適合することを確認する。）この場合において、通常の注意を払って作成された設計図書であれば、当該図書を一通り審査した上で、不整合箇所をまとめて指摘すべき

である。ただし、不整合箇所が多数あるずさんな設計図書についてまで、全てを審査し、申請者等に逐一指摘することは要しない。

(建築基準関係規定の審査に関係しない部分等に係る申請図書の補正について)

建築基準関係規定の審査に関係しない部分(例:郵便番号、住所等)に係る誤記、記載漏れ等については、「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を交付することなく訂正印による補正を行うものとする。

(設備機器の特性上やむを得ず発生する可能性の高い変更等)

確認申請時に具体的な設備機器(排煙機、浄化槽等)の品番が確定していない場合は、実際に採用を予定している設備機器のうち一以上の機種の種類の詳細図又は一定の仕様範囲を示した標準的な構造詳細図を添付した上で、当該設備機器又はこれと同等(寸法、材料、性能等)の設備機器を用いることを明示するものとする。

(計画変更確認の手続きの迅速化について)

施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当するかどうかの判断を適切に行うとともに、計画変更の内容の軽重、工事の進捗等に留意した上で、通常の確認審査に要する標準的な審査期間とは別に、簡易な計画変更に係る確認審査に要する審査期間を設定するなどの方法により、計画変更確認の手続きを迅速に行うよう努められたい。

(構造計算適合性判定機関における事前相談及び審査について)

物件規模その他によって判定を受ける構造計算適合性判定機関の特定が可能である場合で、あらかじめ建築主事等が承知している場合には、構造計算適合性判定機関において、当分の間は、申請者、設計者等に対し、モデル化や諸数値の設定に当たっての工学的判断等に係る事前相談について、きめ細かく対応すること。なお、その際、不適合箇所の指摘を行うことは差し支えない。

また、事前相談、建築確認の一環として行われる構造計算適合性判定のいずれの場合においても、建築基準関係規定に適合するか否かの観点から判断が行われるべきものであり、例えば、構造設計に係る推奨事項の採用を指導するようなことは適切でない。

第5 中間検査・完了検査の取扱いについて

(計画変更の取扱いについて)

中間検査の結果、計画変更の確認申請を要する変更が明らかとなった場合、施行規則第4条の9(施行規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。)又は施行規則第4条の12の2の規定に基づき、建築主事等は「中間検査合格証を交

付できない旨の通知書」を交付し、建築主は計画変更の確認申請を行い、必要に応じて計画変更の確認後に現場の是正を行った後、再度中間検査申請を行うものとする。

一方、完了検査申請がなされた後においては、計画変更の確認申請を行うことはできないことに留意されたい。

なお、中間検査又は完了検査の申請の取下げの手続については、建築基準法令において特に定められていないため、各特定行政庁等において適切に取り扱われたい。

(申請書の軽微な不備について)

中間検査及び完了検査は、建築物の建築基準関係規定への適合を確認することが目的であるので、建築物の建築基準関係規定への適合が確認できる場合には、申請書(確認済の確認図書を除く。)の軽微な不備については、「中間検査合格証(又は検査済証)を交付できない旨の通知書」を交付することなく、訂正印による補正を行うものとする。

中間検査や完了検査によって、軽微な変更が確認された場合についても同様に、「中間検査合格証(又は検査済証)を交付できない旨の通知書」を交付することなく、施行規則第4条第1項第5号(施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2第8項において準用する場合を含む。)に規定する書類の提出を求めるものとする。

第6 大臣認定書の取扱いについて

① 法第68条の26第1項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等を有する建築物の確認申請については、原則として、施行規則第1条の3、第2条の2又は第3条において求められる認定書の写し(別添図書を含む。以下同じ。)が必要となる。ただし、認定書の写しの別添図書の提出については、耐火構造等(例えば、外壁、防火設備、屋根・軒裏など)の認定部材については、認定を受けた構造方法等の仕様(断面の構造、材料の種別及び寸法等)が示されている図書が提出されていればよい。この場合において、当該図書の図面は、施行規則第1条の3第1項の表2に掲げる該当する条項の構造詳細図とすることができる。

② 「鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部」に関する構造方法等の認定に係る認定書の写しの添付により、構造詳細図(具体的には、施行規則第1条の3第1項の表一(は)項に掲げる構造詳細図及び同項の表二に掲げる建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第3章第5節の規定が適用される建築物の構造詳細図(構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法のうち、当該工場において溶接された鉄骨の溶接部に係る図書に限る))の省略が可能となる。従って、これらの構造詳細図が申請図書に含まれていない場合は、確認申請時に認定書の写しの添付が必要である。なお、こ

れらが含まれている場合で確認申請時に認定書の写しの添付がない場合には、鉄骨製作工場が確定した段階において認定書の写しの提出を受けることにより、検査において、当該認定書の写しをもとに、建築物等の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることとする。

- ③ 施行規則第3条の2第10号に規定する「軽微な変更」として扱われる建築材料等のうち、ホルムアルデヒド発散建築材料及び防火材料については、施行規則第1条の3において断面の構造等が明示すべき事項として規定されていないことから、確認申請時に使用する建築材料が確定していない場合は、使用材料の種別が明示されていればよく、確認申請時の認定書の写しの添付は不要である。なお、確認申請時に認定書の写しを添付せずに、認定材料を使用した場合には、完了検査申請時等に、当該認定材料の認定書の写しの提出が必要となる。

また、複数の建築材料を工場で組み立てた建具、収納家具等のユニット製品については、当該製品を構成する建築材料がそれぞれ各種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するかどうかの審査について、その根拠を確認するための情報（当該製品の製造者の連絡先等）が記載された当該製品の説明書や事業者団体等による表示等から判断して差し支えない。